

千葉市公告第143号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年2月19日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

本庁舎受変電設備外保守点検業務委託

(2) 委託業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市中央区千葉港1番1号

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で、当該特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者

(4) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項及び第52条の2第2項の法人として、経済産業省関東東北産業保安監督部長に届出している者

(5) 平成30年4月1日～令和5年3月31日までの間に、自家用電気工作物保安管理業務委託の元請け業者として、委託履行実績を有する者

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課

電話 043-245-5083

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。
- (2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和6年2月28日（水）までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和6年2月28日（水）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和6年3月11日（月）午前10時00分（郵送の場合は、令和6年3月8日（金）午後4時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市新庁舎高層棟3階 L会議室301
- (3) 入札方法 総価で行う。
- (4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 当該業務委託に係る令和6年度当初予算案の議会の議決を得られないときは、契約手続を中止する。